

議会だより ふたば

第 103 号
平成25年4月

発行：双葉郡双葉町議会
編集：双葉町議会報編集委員会
〒347-0105
埼玉県加須市騎西598-1（旧騎西高校内）
☎0480-73-6880（代表）

ふるさとを忘れない

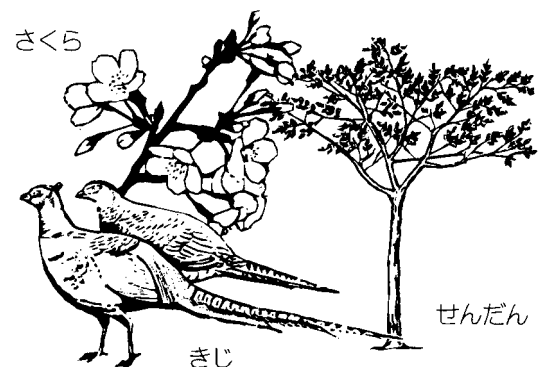


震災前の春の風景 ～前田川の桜～

主な内容

- 平成25年第1回臨時会（初議会）
・議会構成・このようなことが決まりました … P 2～3
平成24年第4回定例会
・このようなことが決まりました … P 4～5
・一般質問 … P 6～10
・原発サミット報告 … P 11
議会のうごき・町民と議会の懇談会 … P 12

町の花木鳥



初 議 会

平成25年
第1回 臨時会
～2月13日～

● 議会改選後、初の議会が2月13日に開かれました。正副議長選挙、議席の指定、各常任委員会の選任など、新しい議会構成が決まりました。
● また、町長職務代理者から提案された専決処分の承認3件、監査委員の選任1件をいずれも原案のとおり可決しました。



1番 羽山 君子 議員



2番 高萩 文孝 議員



3番 菅野 博紀 議員



4番 伊澤 史朗 議員



5番 清川 泰弘 議員



6番 谷津田 光治 議員



7番 岩本 久人 副議長

委員	委員	委員	副委員長	委員長
岩本久人	高萩文孝	羽山君子	菅野博紀	谷津田光治

議会運営委員会

委員	委員	副委員長	委員長
岩本久人	伊澤史朗	高萩文孝	谷津田光治

産業厚生常任委員会

委員	委員	副委員長	委員長
佐々木清一	清川泰弘	羽山君子	菅野博紀

総務教育常任委員会

新しい議会構成



8番 佐々木清一 議長

議長就任あいさつ

町民の皆さまには、平素より町議会に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年の2月3日、議員として当選することができ、13日の臨時議会において議長に就任することになりました。今後とも、議会の果たすべき役割を十分認識し、公正かつ円滑な議会運営に努めるとともに、本町の発展と町民福祉の推進に最善の努力を尽くしてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

東日本を襲った大震災、原子力発電所事故から2年が過ぎました。賠償・徐染・中間貯蔵施設と解決すべき問題が山積しております。皆様の一日も早い生活の再建のため、町民の代表として納得できるまで取り組みますので、今後とも皆さまのご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。就任のごあいさつとさせていただきます。

双葉地方水道企業団議会議員

岩本久人
羽山君子

双葉地方広域市町村圏組合議会議員

佐々木清一
谷津田光治
菅野博紀

(専決処分)

専決処分として、平成24年度補正予算3件が審議され、いずれも賛成全員で承認されました。

● 一般会計補正予算

予算総額58億4,451万3千円のうち、歳出の補正を行うもの。

町議会議員改選後に要する経費、町議会議員選挙に係る経費、国民健康保険特別会計繰出金、石熊字八房平地内の道路等補修工事、農業委員会選挙人名簿作成業務委託料、成人式招待者に係る旅費を追加し、予備費を減額したもの。

● 国民健康保険特別会計補正予算

歳入歳出それぞれ116万円追加し、総額12億4,078万円。

共同電算処理件数の増加に伴う電算手数料、療養費、出産育児一時金の追加など。

● 一般会計補正予算

予算総額58億4,451万3千円のうち、歳出の補正を行うもの。

寄贈車輛の名義変更手数料、町長職務代理者印購入費、町長選挙に係る経費、東日本大震災犠牲者追想式典等委託料、職員の人件費、町民の歌CD送付のための郵便料の追加、財政融資資金に係る元利償還金の減額など。

(監査委員)

● 高萩文孝氏を選任

議会選出監査委員として、高萩文孝氏を選任することに、賛成全員で同意されました。

2月13日の臨時会終了後、伊澤史朗議員から、議員辞職願が提出され、同日、議長において、許可されました。

これに伴い、2月27日、白岩寿夫議員が当選され、同日、議長において、白岩寿夫議員の所属常任委員会は産業厚生常任委員会に選任されました。

白岩寿夫議員の議席は、2番に指定され、高萩文孝議員の議席を3番に、菅野博紀議員の議席を4番にそれぞれ変更しました。



2番 白岩寿夫 議員

このようなことが 決まりました

第 4 回 定例会

12月18日～20日

平成24年第4回議会定例会は、12月18日から20日までの3日間の日程で開かれました。

条例の改正、補正予算、議員発議などの議案が提出され、いずれも原案のとおり可決されました。

内容は次のとおりです。

【傍聴者数】

・18日	…29人
・19日	…38人
・20日	…61人
合計	128人
↓	
・双葉町民	36人
・町外	18人
・報道関係	74人

原案可決
賛成全員

(条例改正)

●一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正

東日本大震災及び原発事故の影響で業務量が増えており、福島県をはじめ被災市町村では、正規職員とは別に任期を定めた主に専門職の採用を実施しており、今後専門的知識のある職員の増員が必要になることから、福島県の条例に準じて改正をするもの。

●職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

原発事故の影響で昨年4月22日に警戒区域が設定されたことに伴い、双葉郡内町村で統一した額で改正しましたが、職員が業務により高い放射線量の区域である警戒区域や東京電力福島第一原子力発電所内へ立ち入ることが多いことから、国及び県の改正内容に準じて条例の改正をするもの。

●双葉町公共用施設事業運営基金条例の一部改正

国の電源立地地域対策交付金交付規則第3条第1項の改正に伴い、東日本大震災に対応するための災害復旧及び復興を目的とする経費の財源としても活用できるよう改正するもの。

(専決処分)

原案可決
賛成全員

●平成24年度一般会計補正予算

歳入歳出それぞれ813万7,000円追加し、総額53億2,272万7,000円
衆議院議員総選挙に係る経費、後期高齢者医療特別会計への保険基盤安定繰入金、郡山富田町若宮前応急仮設住宅に係る除雪費の追加など。

●平成24年度後期高齢者医療特別会計補正予算

歳入歳出それぞれ285万円追加し、総額2,428万円
福島県後期高齢者医療広域連合納付金の追加。

原案可決
賛成全員

(平成24年度補正予算)

●一般会計

歳入歳出それぞれ5億2,178万6,000円を追加し、総額58億4,451万3,000円

【歳出の主な内容】

仮庁舎整備に係る経費など。

- ・議会費 放送録音設備機器購入費の追加など。
- ・総務費 職員内部被ばく検査委託料、双葉町内ウェブカメラ設置に伴う双葉地方広域市町村圏組合負担金、仮庁舎電算システムネットワーク構築委託料、駐車場借上料の追加など。
- ・民生費 後期高齢者医療保険に係る療養給付費負担金、仮設住宅除雪経緯、仮設住宅等自治会運営費補助金の追加など。
- ・衛生費 健康手帳作成業務委託料の追加、清掃費に係る双葉地方広域市町村圏組合負担金の減額など。
- ・農林水産業費 職員給与、基幹水利施設管理事業負担金の減額など。
- ・商工費 職員給与の減額など。
- ・土木費 職員給与、各種負担金の減額など。
- ・消費費 消防救急無線デジタル化に伴う双葉地方広域市町村圏組合負担金の追加など。

- ・教育費 校歌及び町民の歌・ふたば音頭のCD作成委託料、幼稚園就園奨励費補助金の追加、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の減額など。
- ・諸支出金 寄附金の各種基金への積立や東日本大震災復興基金への積立の追加など。

●国民健康保険特別会計

歳入歳出それぞれ1億3,708万2,000円を追加し、総額12億3,962万円

医療費の増加に伴う医療諸費、特定健診実施計画策定経費の追加。

●介護保険特別会計

歳入歳出それぞれ4,055万7,000円を追加し、総額8億8,313万2,000円

介護保険電算システム改修委託料、施設介護サービス給付費の追加など。

●後期高齢者医療特別会計

歳入歳出それぞれ50万8,000円を減額し、総額2,377万2,000円

後期高齢者医療システム保守管理委託料の減額など。

(議員発議) 町長不信任案を可決

原案可決
賛成全員

議会最終日の12月20日、岩本久人議員ほか7人から議員発議として双葉町長不信任決議案が提出され、採決の結果、賛成全員で可決されました。

この議決を受けた井戸川町長は、12月26日、議会を解散しました。

「提出の理由」

昨年3月11日以降、1年9カ月の長い避難生活が続き、町民は様々な困難の中、苦しみながら生活をしている。今、町民が一番望んでいることは、補償、賠償の取り組みが進むこと。議会は県内外18回の町民懇談会で多くの町民の声を聞いて町長に要望書を提出したが、町長は町民の声を聞く努力をせず、町民との考え方に乖離があり、自分の考え方に固執している。町民の声を聞く、議会と相談すると常々言っているが、そのような発言とは裏腹に一度もその機会がなかったのも事実である。

去る11月28日、県知事と8カ町村との中間貯蔵施設現地調査を議論する会議に町長だけ欠席した。「またか」と町民ならず、双葉郡民、福島県民の多くの方々が驚きと落胆をされた。中間貯蔵施設は賛否があっても、福島県内の除染から出る放射性汚染土壌や瓦礫等の処分問題は避けては通れず、復興への大きな妨げになっているのは誰もがわかっていることである。にもかかわらず、町長は「木を見て森を見ず」の例えのごとく、自分の町、自分の考えだけで事に当たろうとした。しかも欠席の理由を我々議会に示し、了解されてからの行動であればいざ知らず、その説明すらなかった。過日、「町長辞任要求書」を提出したが、全議員から「NO」と突きつけられた現実を重く受け止めるべきである。今、町民は一日も早い生活再建、復興を待ち望んでいる。停滞は許されない状況の中、町長のこれまでの一連の言動、行動に対する議会や町民への説明責任は果たされておらず、これ以上、信任することができない。よって、双葉町長井戸川克隆君を不信任とする。

町政を問う

羽山 君子 議員



区域割について

質問

9月定例会以降、進んでいないように思うが、どのように対応されたか。

町長答弁

警戒区域の見直しに伴う区域再編成は、航空モニタリング結果からの推計による年間被ばく線量見込の段階別に、地域を区分する方法が示されており、

町は当初から一律同等の取り扱いを要望しており、賠償問題や生活再建との関わりを含めて、国

との話し合いを継続しております。

今後、国から検討結果が示された場合には、議員の皆様と協議するとともに、町民の皆様からも意見をいただきながら進めて参りたいと考えております。

7000人の復興会議について

質問

広報に7000人の復興会議のパンフレットが3枚も入っていた。大変重要な会議と思うが、参加者が少ないようだ。なぜなのか。各場所の参加者人数は。

町長答弁

「7000人の復興会議」のワークショップ会議には、これまで8回にわたって開催された復興会議のほか、地域ごとのグループ会議を含めて、

12月17日現在で、延べ425名の町民に参加をいただいております。

参加人数が決して多いとは言えないことは、できるだけ多くの地域で会議を開催することを主眼に置いての結果、会議日程が限られてしまったこと、ワークショップは町民同士が少人数で自ら話し合いをすることを目的としておりますが、町の方針を聞きたいと期待していた参加者との会議のイメージに食い違いが生じたためと推察しております。

各会場の参加人数について、大きなワークショップである復興会議は、福島市59名、東京都34名、

柏崎市21名、加須市18名、いわき市26名、郡山市23名、つくば市31名、東京都で行われた全体会議20名となっております。

地域ごとのグループ会議は、埼玉県内について、旧駒西高校が3回でそれぞれ9名、10名、11名、加須市が4名、さいたま市が4名、所沢市が3名、延べ41名。

福島県内が、福島市さくら応急仮設住宅で11名

福島市北幹線第二応急仮設住宅で26名、郡山市日和田町応急仮設住宅で18名、会津若松市が8名、

いわき市南台応急仮設住宅で26名、延べ89名。つくば市が4回でそれぞれ11名、延べ44名、東京都内が2回でそれぞれ15名、4名、延べ19名となっております。

ホールボディカウンターの利用状況について

質問

何人の方が受けられたか、車とバスの割合は。

町長答弁

町が関与しているホールボディカウンターによる放射線内部被ばく検査は、福島県が実施主体となり、昨年から、JAEA(独立行政法人日本原子力研究開発機構)の施設や移動検査車で実施してきた検査、町がひらた中央病院と協定を結び実施してきた検査、町が寄贈を受けた機器で実施している検査があります。

町が寄贈を受けた機器の利用状況は、今年12月7日現在で650名の方が受検され、その内訳は、

福島県内からバスで来られた方が151名、自家用車で来られた方が146名、県外の自家用車等で来られた方が353名となっております。

質問

書類の書きまちがいや測定の違いがあったようですが、その後の対応は。

町長答弁

10月2日の検査で、セシウム137の検査結果の数値がいつもより高く表示されました。本機器の納入業者のシステム技師が、機器の点検を実施したところ、一定の割合で、数値が加算された検査結果がでることが判明し、その数値を検査結果から減算する作業が必要になりました。

10月2日、すでに検査を終えた方には、その事情を説明し、減算後の検査結果とさし替えさせていただきますました。判明してから検査を受けられた

方には、減算後の数値での検査結果をお渡ししております。

10月3日の検査は、内部被ばく検査の講師である熊本学園大学の教授及びシステム技師と協議し、減算した検査結果を作成することで対応いたしました。

その後システムの数値表示が正しく表示されるまで検査を一時見合わせました。

10月11日、システム技師がソフトウェアの入れ替えを行い、確認の計測を実施し、ソフトが正常に動いていることを確認いたしました。その後の検査においては、システムに問題は出ておりません。



菅野 博紀 議員



7000人の復興会議について

質問

各地で行われている会議の参加人数は。

町長答弁

先ほど羽山議員にお答えしたとおりです。

質問

行政としてのくらの参加人数を見込んでいたのか。

町長答弁

7000人の復興会議は、町民一人一人に対し

町政を問う

で、町の将来について考える機会を提供するものと位置付けております。そのため、できるだけ多くの町民の方に参加いただくのが基本であり、参加人数の見込みといった考え方はとっておりません。ワークショップ会議に参加できない方には、インターネット会議や「みんなでまちづくりマインノート」を用意して、一人でも多くの町民の方に意見・提案をお寄せいただけるよう、広報などを使ってお願いをしているところですよ。

これまでのワークショップ会議とインターネット会議への参加者が、あわせて延べ486名にとどまっている現状にあります。そのため、7000人の復興会議を補完し、より多くの町民の意見を網羅的に把握するため、復興庁・福島県と共同で住民意向調査アンケートを中学生以上の全町民に

対して実施しますので、この結果もあわせて町復興まちづくり委員会においてご審議いただき、多くの町民の意見を踏まえた、計画案の策定に取り組んでいただくことを期待しております。

質問

予算の反省点は。

町長答弁

会議への参加人数が少ないという指摘があることは承知をしております。今後、その原因を調査し、来年度以降の事業にその反省・教訓を活かしていく必要があると考えております。

一時立入について

質問

一時立入に関して違法性はないのか。

町長答弁

原発事故の発生により、平成23年4月22日から内閣総理大臣の指示に基づき警戒区域が設定され、

緊急事態応急対策に従事する者以外の立ち入りは制限されることとなりました。

この内閣総理大臣の指示には、居住者等の方々の警戒区域への一時立入の許可基準は原子力災害対策本部長である内閣総理大臣が別に示すこととされており、この指示に基づき原子力災害対策現地本部において、住民が安全に一時帰宅するため

の一時帰宅許可基準と実施要領が策定されております。この許可基準と実施要領により、警戒区域への立ち入り許可の権限を有する市町村が、国及び県の支援を得て実施することと定められており、違法性はないものと解釈しております。

原子力災害対策現地本部と関係機関、関係町村の協議の結果、同意を得て原子力災害対策現地本部が関係各省庁、警察消防機関との調整を行い、一時帰宅支援業務の中軸となつて実施しており、住民の一時立入実施に際しては、立入者の安全を

最優先し、事故防止に努めております。

原子力災害対策本部は委託契約により、一時帰宅コールセンターを立ち上げ、申し込み受付や許可証の発送業務を行うと共に、関係町村の日程や立入り数量枠の調整、現地での立入り支援業務等を関係町村との協力によって行っております。

双葉町弁護団について

質問

行政の予算で行う事業だと思いが、その後の管理は。依頼した町民の声は聞いているのか。

町長答弁

弁護団による賠償請求は、原子力損害賠償紛争解決センターを通じて行っているところですが、同センターへの申立件数の増加に伴い、センターによる解決が遅れております。この点については、町民からご指摘を受けているところであり、弁護

団もこの問題の解決に取り組んでいただいたところですよ。この状況を少しでも改善するため、弁護団がセンターと交渉の結果、被害者の皆さんに少しでも早く賠償金が支払われるよう、東電との間で争いのない項目の範囲でのみ和解を先行させる「二部和解の制度」が設けられました。この一部和解によりセンターへの申立てから、早ければ3か月程度で先行して一部和解金が受けられ、当面の賠償金が確保できることになるとの報告を受けております。一部和解により当面の賠償金を確保した上で、本和解ができるようになっていきますが、本和解までには相当の日数を要することも事実であり、引き続き速やかな支払いが行われるよう、国・東京電力に求めて参ります。

町政を問う

岩本 久人 議員



役場機能移転に伴っての課題について

質問

仮庁舎の着工期日はいつか。年度内完成の見込みはあるのか。

町長答弁

庁舎のリースを受けるための指名による設計コンペを行い、去る14日までに提案をいただいたところであり、評価を行い、条件に合致したものを選定する予定であります。その後、確認申請許可を経て、着工の予定となっております。年度内完成を目標としております。

指して参ります。

質問

移転後のいわき仮庁舎と埼玉支所の職員配置数、埼玉支所の機能はどのようになるのか。

町長答弁

現在、埼玉で行っている事務機能がいわきに移転するようになりますが、すべての機能を移転することはできませんので、最低限必要な残すべき機能、それに伴う必要な職員数について検討しているところであります。

質問

いわき仮庁舎へ移動する職員の居住対策は。

町長答弁

県関係機関に依頼するとともに、民間業者等にも範囲を広げて、住居が確保できるよう手配中でありま。

町民のコミュニケーションの維持について

質問

町民電話帳等を作成する考えは。

町長答弁

現在の情報社会の中にあつては、本人の意思に関係なく、公開される危険性もはらんでおりますが、避難生活が続く状況下にあつて、町民のコミュニケーションの維持には重要な役割を果たすものと理解しており、前向きに検討したいと考えております。

質問

借上げ住宅の町民同士のコミュニケーションを今後どのように図っていくのか。

町長答弁

県内において、県中地区、県北地区で、県外でもつくば市で借上げ住宅自治会が立ち上げられておりますので、自治会で積極的に交流の場を設けられることを期待しております。

町長の政治姿勢について

質問

11月28日の県知事と8力町村長との会議に欠席した理由は。

町長答弁

会議は、各町村が国（環境省）から事前説明を受けてから再開することになっておりました。しかし、国は事前に協議も無く、唐突に候補地として3町に提示してきました。これまでも話し合いの席上、質問をしてきましたが、納得いく回答が得られませんでした。11月16日に質問事項を国に提出しており、この回答に納得したのちに議云、町民のみなさんに説明されるよう伝えておりました。しかし、11月21日に突然、町長、副町長が不在の時に、環境副大臣が来られ回答書と説明資料を置いていきました。町は、まだ説明を受けていないことから県に対して、事前に会議の欠席の旨を伝えております。すべての納得が得られない状況

質問

県知事との信頼関係をどのように思われているのか。

町長答弁

同じ地方公共団体として、同等の立場でそれぞれの自治事務を実施すべきものと考えております。

質問

他町村長との信頼関係をどのように思われているのか。

町長答弁

同じ原発被災町村として共調して取り組むことも必要であります。相手の立場に立つて、お互い議論を尽くしてこそ、より良いものが構築できるものと考えております。

さまざまな団体等が、避難者同士が交流できるイベントを企画しており、こうした情報を町民に広く周知することで、同じ避難先にお住まいの町民同士の交流の機会を提供していきたいと考えております。

質問

県内外問わず、町民のつながりを築いていくための方策は。

町長答弁

仮設住宅、避難所におけるイベントや避難先における交流イベントを周知し、町民同士のつながりが確保できるよう努めてまいります。行政区の集会なども交流の機会と捉えております。婦人学級・健康生活学級・高齢者大学・郷土文化教室を順次開催しており、今後さらに充実させて参ります。

復興まちづくり委員会において、さらに町民のコミュニケーションを維持するための施策を進展させていきたいと考えております。

白岩 寿夫 議員



町民と町長の懇談会について

質問

町長との懇談会を待ち望んでいる声が聴かれるが、町長の考えは。

町長答弁

町民の皆様には長引く避難生活で先の見えない、将来への不安や精神的ストレスを抱えながらの生活、依然として苦しい状況が続いております。このような状況で、町民の皆さんからは数多くのご意見、要望をいただいております。

町としては、従来の行政

政事務と災害事務を両立しながら限られた人員のなか、全力で取り組んでいるところであります。

今年7月には「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準」について公表され、これを受けて8月から9月にかけて12会場、延べ18回の説明会を開催し、国、東京電力へ直接、町民の皆様からは相談やご意見を出していただきました。

今、町民の皆さんが苦労されている中で、たいへん心配されているのが財物補償であります。避難指示区域の見直しに当たっては、放射線量の最も高い地域に合わせた町内全域を統一的に扱うよう国に求めておりました。さらに、町民の皆様にも利益になったり、町の分断につながるような区域見直しでは困ると、あつてはならないと、事あるごとに強く申しております。

先週、議会の皆さん同席のもと、国から避難指示区域の見直しについての説明がありましたとおり、

まだ、協議を詰める部分が残されており、その方向性が具体的に見えてまいりましたら、速やかに町政懇談会を順次開催してまいりたいと考えております。

将来の双葉町の行方について

質問

これから先どのような方向で、復興・復旧を進めていくのか。

町長答弁

町は全域が警戒区域に指定され、今もなお、インフラの復旧は、2次災害の防止や一時帰宅に係る公道確保などの応急復旧にとどまっており、建物や農地の荒廃も進んでおります。

放射能の影響により、町への帰還には長期間が見込まれますが、町を取り戻すための取り組みを強力に進めていかなければなりません。

障害者について

質問

原発事故で大変な思いで避難生活を強いられる障害者に対し、今後どのような対応を考えているか。

町長答弁

震災以後の障害福祉サービスとして、障害者自立支援法に基づいた居宅介護サービスや就労支援、生活介護サービスなど、避難先でも本人の必要に応じたサービスの提供を行うと共に、相談支援事業による福祉サービスの利用援助なども行っております。

全国の5事業所に、日中一時支援事業として、障害児などに日中活動の場を確保し、保護者の就労支援や家族の一時的な休息を図るため、委託を行っています。さらに、一人では外出することが困難な方に対する移動支援事業も委託しています。

9月議会定例会で、コミュニケーション支援事業委託料を補正しました

が、これは手話が必要な方に手話通訳者を派遣する町としての新たな事業であります。

今後の障害者に対する施策の一つとして、障害者福祉計画を今年度中に策定することとしております。

また、原発避難者特例法においては、「障害者自立支援法に基づく、障害者、障害児への介護給付費等の支給決定に関する事務」が定められております。

今後、避難生活の長期化により、ますます重度障害者が増加することが懸念されることから、福島県が実施主体となっている「相談支援充実強化事業」なども活用しながら、町で自ら処理することが困難な事務は、必要なサービスが避難先自治体から提供されるよう配慮したいと考えております。

今後とも、障害者の方に、障害者自立支援法や障害者福祉に関する情報の提供などもより充実させていきたいと考えております。

町政を問う

町政を問う

清川 泰弘 議員



学校教育について

質問

現在、小中学校を再開していないが、福島県内で、いつ、どこに再開する考えなのか。

町長答弁

学校再開については子どもたちやその保護者の皆さんが、安心して教育ができ、子育てがしたいと思えるような環境が整っていることが必要不可欠であると考えております。現在、双葉町復興まちづくり委員会において、

学校再開について検討を進めていただいているところでありますので、学校の再開の意義や、学校を再開しようとした場合に、どのように学校を再開させるべきか、また、

どのような環境であれば安心して教育ができるのかなど、多くの町民の方や子どもたちからの意見を聞いていただき、その結果を踏まえて早急に対応してまいりたいと考えております。

質問

現在、小中学校を再開していないが、3校で約30名の教職員が在籍していると聞いている。その方々の声を聞いたことがあるのか。

町長答弁

これまで教育委員会からの報告などで間接的ではありますが、先生方の兼務先でのご苦労や双葉町の学校教育を思う熱い

情熱について伺っており、十分認識しているつもりであります。

学校の設置者としてのその思いに対し感謝するとともに、少しでも早く学校を立上げ本校勤務となられるよう努力してまいります。

区域再編について

質問

富岡町や大熊町では区域再編や5年分の補償など話が進んでいるようだが、町はどうなっているのか。

町長答弁

区域割の進捗状況については、先に羽山議員の質問にお答えしたとおりです。本町においては、郡内の他の町村のように汚染の分布が一樣ではなく、高線量の区域が複数点在しており、国が示した基準をそのまま適用すれば居住地域が分断され、地域コミュニティの崩壊に繋がる危険性も考えられます。区域の再編に

つきましては、地域の実情を考慮した上で、同一区分での適用を国に重ねて要望し、協議を進めているところであります。

5年分の補償につきましても、双葉町として区域見直しと同じく同等な適用を要望しており、区域見直しに併せ引き続き協議を続けておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

中間貯蔵施設の調査について

質問

中間貯蔵施設の建設予定地の調査、受け入れに関する会議に欠席したのなぜか。主張したいことがあれば会議に出席して訴えればよかったのではないか。

町長答弁

先ほど岩本久人議員にお答えしたとおりであります。この事業は、将来の町の帰還にとっても重要な問題であり、調査とはいえ、事実上の事業着手であります。

受け入れる明確な理由が示されない中、一方的に提示されても、簡単に受け入れることはできません。

まして、調査の中には、当然、権利者の同意が必要なものもあり、安易に町村長だけの判断で承諾できるものでもありません。

従って、国（環境省）からの説明を受け、納得したうえで、議会、並びに町民の皆さんの意見を

踏まえて、出席を考慮しておりましたが、納得できる内容ではありませんでした。

このため、県には、事前に理由を説明したうえで欠席を連絡し了解を得ておりますので、ご理解をお願い致します。

議会の定例会は、年4回 (3月・6月・9月・12月) 開催されます。



傍聴もできますので、お気軽にお越しください。開会日が決まると、日程や開催場所など、ホームページでお知らせしますが、問い合わせ等ございましたら、議会事務局（双葉町役場埼玉支所）までご連絡ください。

☎0480-73-6880(代表)

第8回 全国原子力発電所立地議会サミット

～参加者レポート～

11月20日～21日

11月20日・21日、東京品川プリンスホテルにおいて、第8回全国原子力発電所立地議会サミットが開催されました。今回のテーマは「福島から何を学ぶか～エネルギーとしての原子力発電～」。基調講演、分科会を経て、サミット宣言が採択されました。サミットに参加した議員の所感（要約）は次のとおりです。



▲第8回全国原子力発電所立地議会サミット▲

佐々木 清一 議長

- ・原発事故により故郷に帰れない住民に対して生活の再建と住民すべてが安心して暮らせる補償賠償を国、事業所が責任を持って行うこと。また国は、法制化することが責務であり早急に設置すべきである。

伊澤 史朗 副議長

- ・第1分科会「福島原発事故に検証と被災自治体の課題」に参加して、全国の立地自治体の議員は、まず被災地の福島の反省をし、原発の稼働については安全対策を国民が納得する条件が必要であるとの共通の認識であった。

清川 泰弘 議員

- ・原発事故による避難生活が現在も続いている。国に対しては十分な補償、賠償を求めている。電力会社には、原子力発電に代わるエネルギー開発に力を入れていただきたいと思う。

菅野 博紀 議員

- ・国の職員は再稼働の話が先行していたように思えた。後始末もできないようでは、今後、福島のような事故が起きた時に苦しむのは国民であることを認識していただきたいと思ったが、再稼働を進める経済産業省では、これからも当てにならないように感じたサミットで、今後、国も犠牲になる人を考えてほしい。

高萩 文孝 議員

- ・今回の原発事故により、核燃料サイクルと最終処分場の問題については、前回よりも激しい議論がなされた。最終処分場が決まらなると進まないという意見が大半であった。国としても積極的な関与が必要と考えているようだが、進んでいない。更に被災地の切実な訴えがなされ、改めて立地議会にて共有出来たと思う。

岩本 久人 議員

- ・福島第一原発事故を契機に、先送りの使用済み核燃料問題等バックエンド問題を真剣に考え、問題を克服できなければ、原発に依存しない社会が必要。単に原発ゼロと唱えるだけでなく、責任あるエネルギー政策を構築しなければならない。

白岩 寿夫 議員

- ・将来のエネルギーは、代替エネルギーに移行し、原発ゼロを目指すのか、まず国がしっかりと方向性を示し、私たちが安心して暮らせるエネルギー政策でなければならない。

羽山 君子 議員

- ・福島第一原子力発電所の安全神話が崩れ、重大な災害となり、これからは再生及び代替エネルギーを重点的に考えていく必要があると思います。

議会の うごき



11月

5日～7日

▼ 町民と議会との懇談会

9日▼ 議会全員協議会

20日～21日

▼ 第八回全国原発立地議会サミット

28日▼ 双葉地方広域市町村圏組合議会
定例会

12月

5日▼ 議会全員協議会

8日▼ 双葉地方町村議員研修会

12日▼ 議会運営委員会

▼ 議会全員協議会

18日～20日

▼ 第四回定例会

2月

13日▼ 第一回臨時会（初議会）

▼ 議会全員協議会

25日▼ 福島県町村議会議長会総会

▼ 双葉地方水道企業団議会定例会

27日▼ 双葉地方広域市町村圏組合議会
定例会

町民と議会 との懇談会

10/17
～
11/7

町民と議会との懇談会は、延べ10日間、14カ所で行われました。

議会は、町民の皆様からのご意見や要望を取りまとめ、12月7日、町長へ申し入れを行いました。内容は次のとおりです。

双葉町議会からの要望・申し入れ

1. 中間貯蔵施設についての調査は受け入れる。但し、国は、地権者の同意を得ること。
2. 原子力災害被災者の避難生活が終わるまで高速道路の無料化を要望すること。
3. 区域割りの国との協議には、議会も同席させ早急に進めること。
4. 補償・賠償についてはすみやかに進めること。また、5年先の補償・賠償を提示させるよう働きかけること。
5. 双葉町弁護士団の賠償をすみやかに進めること。
6. 津波被害者に賠償をするように要望すること。
7. 町民には、さまざまな支援策を公平にすること。
8. 住宅ローンや二重ローン等の支援を考えて、国、東京電力に早急に求めること。
9. 原子力災害に関する住民の将来にわたっての健康被害に対しては、国に法制化を求めるとともに国が責任を持つて対処すること。
10. 国、県、東京電力からの説明の要請があったときは受けること。また、町長が不在の場合は、執行部、議会受けるようにすること。
11. 国、県、東京電力からの説明は、議会を同席させて受けること。但し、緊急な場合は、議長、副議長、委員長が出席する。

編集後記

東日本大震災・大津波及び福島第一原子力発電所事故から早2年が経過しました。

今なお、全国で厳しい避難を強いられている町民の方々に心よりお見舞い申し上げます。

このたび、本年の2月3日の双葉町議会選挙におきまして、新たな議会構成となりました。

町民の代弁者として負託に応えられるよう頑張つてまいります。

今回の議会だよりは、平成24年12月定例会における議員発議、5議員の一般質問や全国原発立地議会サミット等を報告させていただきました。

議会活動の情報をなお一層わかりやすくお伝えさせていただきたいと思っておりますので、今後ともご愛読のほど、よろしく願いたします。
(岩本)



【編集委員】

- | | |
|------|-------|
| 委員長 | 高萩 文孝 |
| 副委員長 | 羽山 君子 |
| 委員 | 菅野 博紀 |
| 委員 | 岩本 久人 |